# 那須塩原市農業委員会

# 第32回総会議事録

令和5年2月27日(月)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時:令和5年2月27日(月)午後1時30分~午後2時38分

2. 場 所:西那須野支所300会議室

3. 出席委員:19名

会長	3	君島 良一	委員	1 2	藤田 一郎
会長職務代理者	2	加藤 拓央	"	1 3	髙瀬 和夫
委員	1	石﨑 清	IJ.	1 4	松本 忠太
"	4	松本 誠治	IJ,	1 5	室井 孝美
"	5	金田 廣衛	IJ.	1 6	江連 節男
"	6	木下 久雄	IJ.	1 7	槌江 栄作
"	8	秋元 誠	IJ.	1 8	渡辺 秀一
"	9	大田原 重夫	IJ.	1 9	島田 晴子
"	1 0	田渕 徹	IJ.	2 0	竹村 文祥
"	1 1	菊地 寿行			

- 4. 欠席委員:1名 7番 三本木 直人委員
- 5. 議事録署名人の指名:2番 加藤 拓央委員、5番 金田 廣衛委員
- 6. 議 事
  - 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて(法第3条関係)
  - 2) 議案第2号 買受適格証明願いについて(法第5条関係)
  - 3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 6) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 7) 議案第7号 非農地証明願いについて
  - 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に 対する意見について
  - 9) 議案第9号 令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について
  - 10) 議案第10号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について
  - 11) 報告第1号 会長専決処分の報告について
  - 12) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)
- 7. 事務局職員

事務局長 相馬 勇 主事 湯田 雅泉

局長補佐兼農政係長 農地係長 戸山 みどり 佐藤 博之

8. 傍聴人: なし

#### 《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第32回総会を開会いたします。

今回の欠席委員は、三本木 直人委員です。

在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを 報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき、議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号2番 加藤 拓央委員と、5番 金田 廣衛委員を指名いたします。

議長 議案第1号「買受適格証明願いについて(法第3条関係)」を議題といたします。 番号1番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員

議案第1号、番号1番について報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できる者である証明が必要となることからの願い出です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立南小学校より北へ約450メートルに位置しています。

調査は、2月14日、午前11時頃に、申請地で願い出人から行いました。

願い出人が申請に至った経緯は、競売となった農地の入札です。

申請地の耕作予定は、45アールにそばの作付けです。

地元調査員としては、願い出人が申請地を耕作することに問題はないと判断しました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の願い出は、証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

議長 | 議案第2号「買受適格証明願いについて(法第5条関係)」を議題といたします。 番号1番について、石﨑 清委員の報告を求めます。

石﨑 清委員

議案第2号、番号1番について報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可 要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。

願い出内容は、議案書記載のとおりです。

競売地は、議案第1号番号1番と同じ場所に位置しています。

現地調査は、2月21日、午前10時40分頃に行いました。

競売への参加目的は建売分譲住宅の建築です。

事業計画は、申請地に建売分譲住宅12棟を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は雨水浸透池を設置し処理します。

申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。申請地を転用した場合、農地の分断が発生し一部農地が第2種農地に格下げとなります。

以上のことから、周辺の農地に係る農業の営農条件に支障が生ずるおそれがあると認められるため、願い出人が入札に参加するのは不適格と判断しました。

地元調査員及び現地調査班としては、証明不相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は証明不相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明しないことに決しました。

議長

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫委員

議案第3号、番号1番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、2月13日、午後1時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約800メートルに位置しております。 借受人が申請に至った理由は、高齢の為に農作業が困難になった譲渡人から、隣接す る譲受人へ農地を贈与する申請です。尚、当事者は親戚同士とのことです。

経営状況は、水稲及び野菜合わせて58アールを作付けしています。

申請地の耕作予定は、ぶどう及び桃を植え付ける予定とのことです。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。 報告が終わりました。

議長

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番の調査報告の前に、借受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか事務局の確認報告を求めます。

佐藤農地係長

それでは議案書4ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

借受人は、平成21年11月に設立された株式会社です。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たして おります。

次に事業内容要件ですが、当該法人は、直近の売上高の全てが農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。

続いて社員要件の欄ですが、株主名簿により、法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有しており、議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄ですが、役員の過半が年間150日以上の農業の常時従事者であり、そのうち1人以上が直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。

以上のことから、議案第3号番号2番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格 法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。

議長

番号2番について、田渕 徹委員の報告を求めます。

田渕 徹委員

議案第3号、番号2番について報告します。

農地に賃貸借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、2月10日、午前9時20分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立豊浦保育園より南西へ約500メートルに位置しています。 借受人は、現地にハウスを建てトマトの養液栽培を計画しています。現在、認識不足 等により、農地法第3条許可申請及び農地法第43条による農作物栽培高度過施設設 置届を出す前に、現地の工事を先行してしまいました。この度この3条申請及び43 条の届け出を提出しますので、どうぞよろしくお願いしますということでした。 経営状況は、現地に砂利舗装の上、ハウスを建てトマトの養液栽培を予定していま す。

現在までさくら市で行っていた実績から判断すると、採算が十分取れると思われま す。主な販売先はホテル等になります。

申請地の耕作予定は、トマトの養液栽培になります。

当該申請地については、農地法第43条第1項の規定による届出書が提出されています。これはビニールハウス等の農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出で、農地法施行規則第88条の3の各号に規定される要件を満たしていることを確認しました。

ただ、現地調査の際に現場は、ほぼ土木工事が完了して、6棟建てる予定のハウスの うち2棟が建っている状態でした。現地調査班としては、最終的に許可せざるを得な いと思いますが、何らかの手当が必要な可能性がありますので、委員の皆さんのご判 断を仰ぎたいと思います。

事務局から補足説明をお願いします。

## 議長 佐藤農地係長

こちらについては、2月22日の現地調査班で現地の確認に行きました。6棟中2棟が建っていた状態ということでした。本来は高度化施設の届け出は出ているのですが、3条の賃貸借許可後に着工すべきところではあるんですが、現地調査の当日の午後に借り受け人の担当者が来庁しお話をしました。その話の中では資材高騰の関係もあり、工事を進めてしまったということです。それで謝罪がありまして今後は農地法を順守するという始末書も提出されております。事務局としては、許可が出るまでは2月22日から工事を中断するように指導いたしました。今後ももし申請があった場合、事前着工があった場合は許可できないこともありますということを伝えました。その日検討していただいて、その日のうちに今月末までは工事を中断し、なるべく敷地にも入らないようにするという回答がありました。以上の経緯から申請者も反省しているということで、説明したとおり対応するところなので、事務局としては、今回は許可相当としてやむを得ないと考えております。以上です。

議長

報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、<br />
田渕 徹委員の報告は<br />
許可相当ですが、ご<br />
異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

議長

江連 節男委員

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番については、取下げとなりました。

番号3番について、江連節男委員の報告を求めます。

議案第4号、番号3番について報告します。

申請地にてアパートを建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、野崎街道一区町交差点より南へ約800メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は病気になり農業従事が出来ず不安を感じている為、経 営規模を縮小し生計維持の為、アパート経営を主な仕事とするため申請するもので す。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、2月21日、午前11時頃に行いました。

議長 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

議長

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」 を議題といたします。

松本 誠治委員

番号1番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

議案第5号、番号1番について報告します。

昭和59年2月28日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、新たな承継人により事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、西那須野公民館より南西へ400メートルに位置しています。

現地調査は、2月21日、午前10時15分頃に行いました。

変更の理由は、許可後、結婚して妻の実家に入ることになったため、事業を遂行する ことが出来ませんでした。今回、新たな承継人より住宅を建築したいとの申し出があ り本申請に至りました。

議長

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変 更相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

議長

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

江連 節男委員

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、江連節男委員の報告を求めます。

議案第6号、番号1番について報告します。

売買による所有権の移転により建売分譲住宅地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より南西へ約150メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、那須塩原市、大田原市を中心に不動産業を営んでおり、今回譲渡していただける申請地は、商業施設や教育施設に恵まれているため、住環境が整った建売住宅を計画するための申請です。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に建売住宅を15棟建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は雨水浸透槽により地下浸透処理とします。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

議長

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

佐藤農地係長

現地調査は、2月21日、午前11時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

番号1番について事務局から補足願います。

議長

番号1番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。

また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となり

ます。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

### 松本 誠治委員

無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、松本誠治委員の報告を求めます。

議案第6号、番号2番について報告します。

売買による所有権の移転により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東小学校より西へ400メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、現在大田原市のアパートに暮らしておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、自宅を新築する計画を立てたところ、実家や勤務先に近く、子育ての環境等が良い申請地が最適であることから今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが 10 ヘクタール以上となる区域 内にあるので第 1 種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築で あるため、立地基準上問題ありません。

議長

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、2月21日、午前10時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

#### 髙瀬 和夫委員

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番及び4番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。

議案第6号、番号3番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 那須塩原駅より南西へ約0.7キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は駅や店舗、小学校が近くにあり、アクセスが非常に良く、通勤、通学に便利である。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

髙瀬 和夫委員

事業計画は、申請地に宅地分譲地を8区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、2月22日、午前11時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第6号、番号4番について報告します。

賃貸借権の設定により、公共工事のための現場事務所および資材置き場として一時転 用する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、東北自動車道黒磯板室インターチェンジより西へ100メートルに位置し

ています。

申請に至った経緯は、栃木県発注の一級河川熊川護岸工事で発注、作業の都合上、作 業効率、移動などの観点から、現場に近く申請地に事務所や作業員の駐車場を確保し たく申請しました。

議長

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが 10 ヘクタール未満の区域内に あるので第2種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものである ため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、栃木県発注の熊川護岸工事に伴う現場事務所等として利用する内容とな っています。上下水道は使用せず、雨水は自然浸透処理とします。

周囲に防護ネットを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、2月22日、午前10時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許 可相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございません か。

松本 誠治委員

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、髙瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございません

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

議案第6号、番号5番について報告します。

賃貸借権の設定により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立南小学校より南東へ400メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在家族の実家にて両親と同居しています。将来子供 の育成等の家庭環境の変化を考慮し自宅を新築するため転用申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域 内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築で あるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、2月21日、午前10時55分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許 可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございません か。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、江連節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員|議案第6号、番号6番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より北西へ約1.3キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、母親と二人暮らしですが、母親が高齢のため、通院 や介護等面倒をみていますが、これからは申請人一人では無理なため、千葉に住む妹 夫婦が実家に入ることになり、現住居の隣に家を建築する為に申請するものです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが 10 ヘクタール以上となる区域内にあるので第 1 種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は敷地内浸透処理とします。周囲の農地との境に傾斜がないため、土砂及び 雨水の流出はありません。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、2月21日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、石﨑 清委員の報告を求めます。

石﨑 清委員

議案第6号、番号7番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、上横林自治公民館より南西へ約1.2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在実家で両親と暮らしており、子供の成長に伴い、家を建てる計画をしていました。将来の事も踏まえ実家に隣接する土地に住宅を建築することが最適と考え今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが 10 ヘクタール以上となる区域内にあるので、第 1 種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲に土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、2月21日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員

議案第6号、番号8番について報告します。

賃貸借権の設定により、貸店舗を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北東へ500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、既存店舗の駐車場が狭く、近くに新たな土地を求めていた譲受 人と土地提供に条件が整った譲渡人との申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている沿道での区域であり、かつ、申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設等がある区域に位置する第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地にコンビニエンスストアを建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透施設を設置し処理します。

周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、2月22日、午前10時5分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員

議案第6号、番号9番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より西へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在妻と子と3人でアパート住まいですが、今後家族が増えることから、以前から住宅を建築することを考えており、交通の利便、住宅環境が最適なことから、今回の転用申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが 10 ヘクタール以上となる区域内にあるので第 1 種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、2月21日、午前10時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長|報告

報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

番号10番及び11番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員

議案第6号、番号 10 番について報告します。

売買による所有権の移転により、業務用コンテナの設置及び駐車場の造成をするための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原警察署より北西へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、スキー及びスノーボードのメンテナンスを専門に行

う会社を青木地区で経営しています。2年前に現在の場所に土地を購入し、住宅を建て住んでおり、作業場も近くに置きたいと考え今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10~クタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設で既存集落に接続した転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に、業務用コンテナの設置及び駐車場を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、2月22日、午前10時55分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

竹村 文祥委員

議案第6号、番号11番について報告します。

賃借権の設定により、駐車場及び資材置き場を造成するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、熊久保自治公民館より南へ約4キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在使用している修理工場の駐車場が手狭になり、駐車場を広げたいことと、自動車修理用の部品置場を新たに設けたい為、本申請に至りました。申請地に立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設で既存集落に接続した転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に、駐車場及び資材置き場を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

既存の畦畔を利用し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、2月22日、午前11時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号10番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号 10 番については許可することに決しました。

次に、番号11番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号 11番については許可することに決しました。

番号12番について、江連節男委員の報告を求めます。

江連節男委員 | 議案第6号、番号12番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より東へ約1.2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、家族三人でアパート住まいの為、自分の家を建築したいと考え、場所を探していたところ、妻の祖母から自宅前の所有地を勧められたので検討した結果、利便性が良いので貸借により取得し住宅を建築する為の申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

-11-

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は敷地内浸透処理とします。周囲にネットフェンスを設置し、土砂及び雨水 の流出を防止します。

現地調査は、2月21日、午前10時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許 可相当として報告を終わります。

議長|

報告が終わりました。

番号12番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございません

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については許可することに決しました。

次に、議案第7号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番及び2番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員

議案第7号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立埼玉小学校より西へ約1キロメートルに位置しています。 現地調査は、2月22日、午前10時15分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類 として、建物の家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地 法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を 終わります。

菊地 寿行委員

議案第7号、番号2番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市役所より北西へ1.7キロメートルに位置しています。

現地調査は、2月22日、午前9時55分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類 として、建物の全部事項証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地 法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を 終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございません

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございません か。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。 番号3番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員|

議案第7号、番号3番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、豊浦公民館より西へ120メートルに位置しています。

現地調査は、2月22日、午前9時10分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地 法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を 終わります。

議長|報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。

議長 次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

議案第8号について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は 農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。 議案書13ページから34ページが「利用権設定関係」の案件で77件、合計面積は、 662,936,27平方メートルとなります。

この内 26 ページから 34 ページの 38 件、241,361.27 平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて 35 ページから 36 ページが「所有権移転関係」の案件で 6 件、面積は、 46,186 平方メートル となります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答 は決定として問題は無いと思われます。

議長|説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第9号「令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

それでは、本日追加で配付いたしました議案第9号「令和5年度農地等の利用の最適 化の推進に関する意見書(案)について」を御覧ください。

本議案は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、市に提出する「令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)」につきまして、決定をお願いするものです。

38ページを御覧ください。農業委員会の意見としましては、6つの大項目に分けて、全部で12点となります。説明に当たりまして、詳細な内容につきましては農業振興対策調査研究委員会、運営委員会で御確認いただいておりますので、この場では、題名のみの紹介とさせていただきます。

まず、1、新規就農支援に関することの項目では

- (1)新規就農者への市独自の経済的な支援について
- (2)親元就農者、I ターン・U ターン者及び定年就農者などへの就農支援についての2 点

次に、2、担い手への農地利用の集積・集約に関することの項目では

(1)条件の悪い農地の貸借の推進及び耕作条件の改善の積極的な情報提供について

(2) は場整備事業の推進についての2点

次に、3、遊休農地の対策に関することの項目では

(1) 農地の遊休化に対する予防策支援についての1点

次に、4、中小規模農家の経営維持と支援に関することの項目では

(1) 中小・家族経営体への市独自の経済的な支援等についての1点

次に、5、鳥獣被害の対策に関すること の項目では

(1) 鳥獣被害関連施策の継続実施についての1点

最後に、6、その他の項目では

- (1)農産物の消費拡大強化について
- (2)水田活用の直接支払交付金の見直し内容の撤回について
- (3)地域ブランドによる高付加価値化ついて
- (4)農業生産コスト高騰に対する支援について
- (5)自給率向上のための支援措置についての5点

以上、6項目、12点について、(案)のとおり市に意見書の提出を行いたいと思います。

なお、市への提出は3月13日を予定しております。

説明は以上です。御審議の上、御決定くださるよう、お願い申し上げます。

議長|説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第10号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

議案第10号について、御説明いたします。

追加で配布いたしました、議案第10号、45ページを御覧ください。

本案件は、農業委員会等に関する法律第7条の規定により定めている

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について、御審議をお願いするものです。

本指針につきましては、平成29年12月25日に制定しましたが、今般、令和5年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正など、関連法の改正を受けて、 文言の一部改正を行うものです。グレーの部分が加除を行ったところです。

改正の主な内容としましては、「人・農地プラン」が「地域計画」に変更となります。

また「目標の達成状況の評価の方法」について明記することとなりました。目標値の 修正については、基本構想変更など、上位計画等との整合性を考慮し、来年度修正予 定としております。

説明は以上です。本案のとおり、一部改正を行ってよろしいか、御審議の上、御決定 くださるよう、お願い申し上げます。

議長|説明

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第10号は、原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

今回は会長専決処分に該当する案件はありませんでした。以上です。

議長|報告が終わりました。

該当案件はありませんので、報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利 移動)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

それでは、本日追加で配付いたしました報告第2号「農地法第3条の3による届出の 受理について(相続等による権利移動)」を御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、1月の届出の受理状況についきまして、御報告するものです。

1月は、相続を原因とした権利移動の届出を12件受理しました。いずれも相続後の 耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませ んでした。報告は以上です。

議長|報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で、全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第32回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

# 議事録署名人

議席番号		
2番		
議席番号		
5番		